

全員手続きしていただく必要があります

(就学支援金申請：1年生時に2回、2年生時に1回、3年生時に1回、合計4回 全員が手続必要)

令和6年度（2024年度）就学支援金のお知らせ

□令和6年（2024年）4月～6月分の就学支援金の手続きについて

- オンライン申請により保護者の方のマイナンバー等の情報を登録してください。
- オンライン申請時、収入状況提出方法を選択する際に「個人番号を入力する」を選択してください。
(認定された場合、次回の更新手続を簡便に行うことができます。)

収入状況提出方法	更新手続
・個人番号を入力する こちらを選択	・就学支援金を継続して受給する意向等の確認のみ
①個人番号カードを使用して自己情報を提出する ②システム外で個人番号カードの写し等を提出する	上記に加えて、 ①マイナンバーカードを使用して所得情報の提出が毎回必要 ②市町村役場等で取得が必要な課税証明書の提出が毎回必要

□申請手続および提出書類 <期限：令和6年(2024年)4月15日(月)>

- 「オンライン申請マニュアル」を参照のうえ、オンライン申請（入学式の日配付されるID・パスワードを利用）を行ってください。
- ※ 入学式の日配付するID・パスワードが記載された「ログインID通知書」は全員が3年間利用しますので、大切に保管してください。

□マイナンバーや自己情報を利用せず申請する方

- 令和5年度の市町村民税・県民税課税証明書等で申請することもできます。課税証明書の発行手続の際に必要な書類をお渡ししますので、事務室までご連絡ください。なお、課税証明書で申請する場合、ご家庭の状況の変化の有無に関わらず、毎年6月頃に新しい年度の課税証明書等を提出していただく必要があります。
- ※ 生活保護法による生活扶助受給世帯の方は、生活保護受給証明書（親権者全員分）を提出してください。

裏面あり

□今後の手続き

<就学支援金の対象となった方>

- 毎年6月頃に、ご家庭の状況に変更がないかなどを確認します。
- 収入状況提出方法で「個人番号を入力する」を選択して認定された場合は、簡単な確認手続きのみになります。
- その他の方法を選択して認定された場合は、マイナンバーカードを使用した所得情報の提出や市町村役場等で取得が必要な課税証明書の提出が必要です。

<就学支援金の対象とならなかった方>

- 今後、課税状況等の変化により支援金の受給を希望する方は、申請手続きが必要です。

□注意事項

- 過去に申請し、マイナンバーを提出した場合でも、対象とならなかった方については再度手続きが必要です。
- 対象となった方も、対象とならなかった方も、ご家庭の状況の変化(離婚・死別、再婚等により保護者の変更があった場合や国外への転居等)があった場合は、手続きが必要となる可能性がありますので、通われる学校の事務室へ申し出るようにしてください。
- 収入の修正申告や税額の更正決定により、市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額に変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等を受け取った日の翌日から15日以内にその旨を申し出るようにしてください。(支援金の対象とならなかった方や受給を希望しなかった方が税更正等により支援金の支給要件を満たすこととなった場合、15日以内に申請した場合に限り、遡って支援金の支給が受けられます。15日を超えた場合は、遡って支給されませんのでご注意ください。)